

オリーブ梅名運営規程「指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所」

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人静和会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成24年法律第51号。以下「法」という。）第36条に基づき設置する指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所オリーブ梅名（以下「事業所」という。）において実施する、指定障害福祉サービスの共同生活援助事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（法第5条に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項の他、法に基づく「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

（共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者）

第3条 指定共同生活援助事業を行う事業所の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者は、次のとおりとする。

名 称	所在地	入居定員	主たる対象者
オリーブ梅名	三島市梅名 585-2	4人	知的障害者

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人（兼務）

管理者は、従業者の管理、共同生活援助の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者 1人（非常勤）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

（3）世話人 1人（常勤 1人）

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

（4）生活支援員 1人（兼務 1人） ただし、入居者の障害支援区分により変動あり。

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄、食事等に関する介護を行う。

(5) 事務職員 1人(兼務)

事務員は、経理、総務を担当する。

(内容、手続きの説明及び同意)

第5条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定共同生活援助の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定共同生活援助の内容)

第6条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 食事、入浴、排せつ等の介護
- (3) 健康管理、金銭管理の援助
- (4) 日常生活における相談支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整
- (7) その他必要な介護、支援等

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第29条の規定により算定された給付費、又は法第30条の規定により算定された特例給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けるとし、支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を支給決定障害者に対し交付するものとする。

(事業所が利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲及びその額)

第8条 事業所は、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 家賃

月 額
35,000 円

(2) 光熱水費

月 額	備 考
20,000 円	利用される方の使用量によって変動します。

(3) 食材料費

月 額	備 考
30,000 円	朝食、夕食

(4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。

2 前項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預り証を、また、同項の規定による精算時には、現に要した費用に係る証拠書類に基づき支給決定障害者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条の規定により算定された給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額、法施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知しなければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 入居に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所の従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に際して消防設備その他の必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第14条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針整備

(3) 事業所において、従業者に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施

(苦情解決)

第15条 事業所は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び配置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束」という。)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(会計の区分)

第19条 事業所は、実施する共同生活援助の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業

務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。